

「養子縁組あっせん」に係る取組等について

平成27年3月27日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課

1. 現行の仕組み

○ 民間事業者による養子縁組あっせん事業

民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

※ 民間事業者による養子縁組成立数 平成24年度116人（15事業者の計）（家庭福祉課調べ）

※ 民間事業者のほか、児童相談所も養子縁組あっせんを実施。養子縁組による措置解除数 平成24年度306人（家庭福祉課調べ）

○ 営利目的でのあっせん禁止及び第2種社会福祉事業の届出

- ・ 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、**児童福祉法**で禁止

※ 違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

- ・ 業として実施する場合は、**社会福祉法**の第2種社会福祉事業に当たり、都道府県知事等に届出が必要

※ 都道府県知事等は、事業者に対する調査権限を持ち、必要な場合には事業の停止命令等を行うことができる、事業者がそれに従わない場合は罰則（6月以下の懲役、50万円以下の罰金）が科せられる。

○ 養子縁組あっせん事業に関する通知

■ 「養子縁組あっせん事業の指導について」（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

- ・ 事業の実施に当たり、交通、通信等に要する**実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。**

- ・ **児童の権利条約の規定を十分に尊重**するための遵守事項を規定

※ 自分の子を育てるための公的支援等の説明義務や連携の実施、実親の同意撤回の妨害禁止、国内監護の優先の原則等を規定

- ・ **事業の適正な運営を担保**するため、必要な体制や書類の作成・保管、養親希望者等への説明義務等を規定

※ 社会福祉士及び児童福祉司等の有資格者2名以上の配置、支援の内容・方法を示した業務方法書の作成、記録の保管、養親希望者への説明等を規定。また、**営利目的が外形的に疑われるような事業運営（関連会社の設立など）を禁止。**

■ 「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」

（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

- ・ 「実費」の積算方法や「負担金」の徴収方法、「寄附金」の任意性の確保のための遵守事項等について規定

- ・ 金品の取扱いの透明性を確保するため、負担金の積算方法や額の目安等の公表、養親希望者等への説明等を規定

2. 改善に向けた取組

養子縁組あっせん事業者の事業運営の透明化・適正化に向けた取組

(1) 養子縁組あっせん事業者に対する指導に係る通知（第2種社会福祉事業の指導基準）の見直し

【主な改正事項】

26年5月1日に自治体あて発出

① 事業運営の透明性の確保に係る事項

- ・ 外形的に営利目的が疑われるような事業運営（関連会社の役員の兼任等）を禁止
- ・ 養親希望者等から金品を徴収する際のルールを明確化 →実費の積算、負担金、寄付・会費の受取り等のルールの明確化等
- ・ 負担金の積算方法や金額の目安等の情報開示の徹底を必須化

② 児童、実親、養親への支援の適切性の担保に係る事項

- ・ 事業者が実親に対し、養子縁組の同意を強制したり、同意の撤回を妨害することを禁止
- ・ あっせん記録の保管を必須化
- ・ 支援内容や必要な費用等の公表を必須化
- ・ 事業者が作成する業務方法書に児童、実親、養親への支援方法を記載することを必須化
- ・ 事業者が事業を廃止した後、あっせんに係る文書やあっせん終了後の支援を都道府県等へ引き継ぐことを明確化

(2) 養子縁組あっせん事業者に対する調査・公表の見直し

24年度分を公表済み

- ・ 都道府県等の調査が円滑に行われるよう、調査様式等を見直し（24年度分～）
- ・ 事業者の支援内容や支援体制、実費の目安など、実親や養親希望者の事業者選択等に必要な情報を公表

養子縁組あっせん事業者の支援の質の向上に向けた取組

(3) 養子縁組あっせんに係る調査研究の実施（厚生労働科学研究）

26年度・27年度実施

- ・ 国際養子縁組も含め、あっせん技法や児童や実親、養親に対する支援方法等について専門的観点から調査分析し、適切な手法を検討
- ・ 国外の養子縁組に係る制度について調査、整理
- ・ 児童相談所におけるあっせんの実態（民間事業者との連携を含む）を調査・分析し、あり方について検討

3. 養子縁組あっせんに係る調査研究の進め方

現在実施中の調査研究

平成26年度～平成27年度「児童の養子縁組あっせんに関する研究」（厚生労働科学研究）

- 国際養子縁組も含め、あっせん技法や児童や実親、養親に対する支援方法等について専門的観点から調査分析し、適切な手法を検討
- 国外の養子縁組に係る制度について調査、整理
- 児童相談所におけるあっせんの実態（民間事業者との連携を含む）を調査・分析し、あり方について検討

主任研究者 林浩康（日本女子大学教授）

1. 児童相談所調査班（9名）

林浩康（日本女子大学教授）、櫻井奈津子（和泉短期大学教授）、横堀昌子（青山学院女子短期大学教授）、山口敬子（立教大学助教）、高橋一弘（大正大学）、久保樹里（大阪市子ども相談センター相談支援担当課長代理）、山本真知子（日本女子大学大学院）、栗原明子（元埼玉県熊谷児童相談所）、三輪清子（大学非常勤講師）

2. 民間機関調査班（8名）

宮島清（日本社会事業大学准教授）、白井千晶（静岡大学准教授）、西野奈穂子（NPO法人子ども家族いきいきプロジェクト・あっとほーむ理事）、吉田一史美（立命館大学専門研究員）、益田早苗（東京成徳大学教授）、樂木章子（岡山県立大学准教授）、野辺陽子（東京大学研究員）、林美恵子（大阪府中央子ども家庭センター企画情報室長）

3. 海外調査班（12名）

鈴木博人（中央大学）、高橋由紀子（帝京大学教授、養子と里親を考える会理事長）、徳永祥子（国立武蔵野学園厚生労働教官、児童自立支援専門官）、増田幸弘（日本女子大学）、菊池緑（養子と里親を考える会）、津崎哲雄（京都府立大学）、張羽寧（キングスカレッジ大学院）、上鹿渡和宏（長野大学准教授）、姜恩和（首都大学東京助教）、野辺陽子（東京大学研究員）、森和子（文京学院大学）、栗津美穂（NPO法人IFCA理事）

4. 国際養子縁組調査班（6名）

平田美智子（和泉短期大学准教授）、菊池緑（養子と里親を考える会）、姜恩和（首都大学東京助教）、高倉正樹（読売新聞東京本社編集局社会保障部）、益田早苗（東京成徳大学教授）、野辺陽子（東京大学研究員）